平成２１年（フ）第１９３７６号
東京都葛飾区西新小岩３丁目30―24
債務者　堀　　悟
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３７７号
神奈川県相模原市御園４丁目10―21
債務者　鎮目　雅昭
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３７８号
東京都板橋区宮本町30―８
債務者　茂木　保夫
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３８０号
東京都葛飾区奥戸９丁目５―11
債務者　浅野　正子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３８２号
愛知県瀬戸市原山台２丁目16―303
債務者　加藤　直孝
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３８３号
奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目５―22―601
債務者　松永麗衣納
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2714番地フレグランスサンメルシー105、前住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3014番地６―３―201
債務者　柳澤　典子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１００６号
東京都町田市金井町2594番地20エステート向山Ｂ―102
債務者　小林麻由子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２７９６号
横浜市南区中村町３丁目197番地34
債務者　小島真佐美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３９号
長野県北佐久郡立科町大字宇山1521番地２
債務者　高山　健司
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３３３号
広島県福山市今津町５丁目13番17号　コーポフクダＡ107、前住所広島県尾道市西久保町13番23号
債務者　藤本　雅美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２９１号
長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1412番地
債務者　島田さとみ
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
長崎県北松浦郡佐々町小浦免69番地１
債務者　中村亜希子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
長崎県佐世保市横尾町2390番地７
債務者　長池　竜児
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３００号
長崎県佐世保市花高３丁目６番３号　市営アパート303号
債務者　川村　忠志
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係